

令和2年度 水力発電の導入促進のための事業費補助金(水力発電実証モデル事業) 【公募要領ダイジェスト】

1 補助対象事業

水力発電の試験設備を用いた水力発電の高効率化の技術開発及びコスト低減等の実現に向けた実証事業に要する経費の一部を補助します。

対象事業：水力発電のモデル実証設備の建設等

発電出力：20kW以上5,000kW以下

2 補助対象事業者

- ・民間事業者等（法人及び青色申告を行っている個人事業者）
- ・地方公共団体

3 補助対象事業の要件

- ①新設等する発電所の発電出力が、**20kW以上5,000kW以下**であること。
- ②本事業期間中及び財産処分制限期間中は、固定価格買取制度による売電を行わないこと。
本事業期間及び財産処分制限期間中の実証事業が完了し、補助目的を達成した設備については、この限りではない。
- ③共同事業者は、補助事業に対して費用負担すること。
- ④実施計画書に基づき実施される事業であること。
- ⑤実施計画書に係る事業の計画が**確実かつ合理的**であること。
- ⑥当該技術等の新規性が認められること。また、当該技術等が水力発電開発の低コスト化や設置可能箇所の拡大等に資することが認められること。
- ⑦モデル事業の実施によって、他の団体等に対する波及効果（汎用性）が見込まれること。
- ⑧補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう）を含めないこと。
（ただし、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明できるものを除く）
- ⑨実証設備導入開始年度の申請において、許認可（届出）等必要なもので許可等が得られていないものは、その取得についての進捗状況、取得見通しについて記載されていること。
- ⑩実証試験期間は、実証設備設置完了後、4年間とし、その期間における運転データ等（点検頻度等の保守管理情報、事故・不具合情報を含む）を測定・分析すると共に、実証試験結果を、実証試験報告書として取りまとめて提出すること。
- ⑪補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としないこと。

4 補助対象経費

(1) 実証設備設置等経費

① 人件費

- ・実証設備設置等に必要調査・設計・企画・調整等を行う職員等の人件費
- ・事業に従事する職員等の作業時間に対する人件費とし、時間単価は、健保等級単価計算或いは実績単価計算に基づくこと。

② 設計費

- ・実証設備設置等に必要実施設計費等

③ 設備費

- ・実証設備設置等に必要機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配・変電設備及びこれらに附帯する設備の購入、製造（改造を含む）、据付け、輸送、保管に要する費用

④ 工事費

- ・実証設備設置等に不可欠な工事に必要経費

(2) 実証試験経費（実証データの測定など）

① 人件費

- ・実証試験に必要な職員等の人件費
- ・事業に従事する職員等の作業時間に対する人件費とし、時間単価は、健保等級単価計算或いは実績単価計算に基づくこと。

② 事業費

- ・実証試験に直接要した経費（外注費、リース料、メンテナンス費用等）

5 補助率

2/3以内

6 事業期間

- ・原則、令和2年度単年度とする。（交付決定日～令和3年2月26日まで）
（実証設備の設置は、補助対象期間内に完了することが条件）

7 公募スケジュール

公募期間 令和2年4月15日（水）～令和2年6月26日（金）

- ・交付申請書は、上記公募期間において随時受付ける。
ただし、一次締切時点において予算額を超える申請があった場合は、公募期間中であって公募を終了する。
- ・公募期間中に締切を2回設け、各締切毎に審査及び交付決定を行う。
（締切から約1ヶ月後に交付決定を行う予定。）

公募開始
4/18

一次締切
5月29日（金）

二次締切
6月26日（金）

8 交付申請

申請者は、所定の様式を用いて申請書類一式を作成し、**正副各1部**及び**電子データ**等を記録したメディアを財団に提出すること。
なお、提出書類の返却はしません。審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

9 交付決定

財団は、申請された事業について審査を行い、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付規程に従って交付決定通知書により申請者に通知する。
交付決定については、各締切日より**約1ヶ月後**を目処に行う予定。

10 補助事業の開始

補助事業者は、財団から**交付決定通知を受けた日以降**に発注・契約を行うこと。
なお、原則として**三者見積・競争入札**によって、相手先を決定すること。
三者見積・競争入札手続きは、交付申請から交付決定前の実施も可とする。ただし、見積依頼先・競争入札先は発注する**業務の実績がある事業者**に対して行うこと。
補助対象外の工事等に関する発注・契約が発生し、一括で契約する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにすること。（補助対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別出来ない場合、補助金が支払われないことがあります。）

11 計画変更

補助事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助事業に要する経費の配分額の変更または補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に財団の承認を受ける必要がある。
入札による補助事業に要する経費の減額は、事業計画が変更されるわけではないので、財団の承認を受ける必要はない。
なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は認められない。

12 補助事業の完了

当該年度の補助事業は、補助事業者における支出義務額（補助対象経費全額）の**支出完了**（精算を含む）をもって**事業の完了**とする。

13 実績報告書及び額の確定

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、事業完了後**30日以内**あるいは**令和3年2月末日**のいずれか早い日までに**実績報告書を提出**すること。
財団は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査（以下「確定検査」という。）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

14 補助金の支払い

補助事業者は、財団の確定通知を受けた後に**精算払請求書**を提出し、その後、補助金の支払いを受けることとなる。

15 取得財産の管理

取得財産等の管理に当たっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産処分制限期間中に取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとする時は、あらかじめ財団の承認を受ける必要がある。

16 実証試験期間及び実証試験報告

(1) 実証試験期間及び実証試験報告書提出時期

- 実証試験期間については、原則、実証設備設置完了後、4年間とする。ただし、個別の状況により延長する場合がある。
- 実証試験報告書は、実証試験を補助対象期間内に行った場合、補助事業の実績報告書と合わせて提出する。なお、補助対象期間以降に実施した実証試験の報告書は、当該年度の2月末までに、財団に提出すること。

(2) 実証試験報告書

- 実証試験報告は、別途指定する実証試験項目と必須項目について実証データに基づき測定・分析し、実証試験報告書として報告すること。

17 成果報告の提出

当該年度の補助事業で実施した実証設備設置等の成果報告を作成し提出すること。

FAQの抜粋(詳細は財団ホームページ掲載の本年度公募のFAQを確認してください)

＜補助対象事業について＞

Q1：当該水力発電実証モデル事業の対象となる設備は、どこまでか？

A1：水車、発電機の他に導水管や除塵機等の設備、設置工法等も対象となる。なお、水力発電の低コスト化や設置可能箇所拡大に資する技術の開発・実証が必要となる。

Q2：水力発電所を新設する場合だけが、補助対象になるのか？

A2：水力発電所の新設の他に以下の場合も補助対象になる。
・廃止発電所の再活用、
・既設発電所における発電設備の増設

＜固定価格買取制度（FIT）の適用について＞

Q3：本事業期間中及び財産処分制限期間中は、固定価格買取制度による売電を行わないことになっているが、売電することが出来ないのか？

A3：本補助事業は実証試験であり売電目的の契約は認められない。発生した電気は、自家消費して頂くのが基本となる。ただし、自家消費できない場合、実証試験中に自家消費出来なかった電気を、有効利用の観点から電力会社との相対契約にて実証試験経費に充てることは可能。

Q4：本事業期間中及び財産処分制限期間中に固定価格買取制度の事業計画認定を受けられるか？

A4：事業計画認定の申請を行うことは可能。

＜補助対象経費について＞

Q5：流量調査の費用は、補助対象となるか？

A5：実施設計のための流量調査（現場での長期間の実測等）については、補助対象経費として認められる。

Q6：電力会社へのアクセス検討費用、連携工事負担金費用は、補助対象になるか？

A6：補助対象経費として認められない。

＜見積・契約・発注について＞

Q7：交付決定前に三者見積・競争入札を実施しても良いか？

A7：交付申請から交付決定前までの実施は、可能。ただし、見積書の開封、開札については、交付決定後に実施することが必要。

Q8：三者見積りをしたが、結果1社しか応札が無い場合は、問題無いか？

A8：原則三者見積りとし、見積条件を複数社が応札できるものに工夫する必要がある。